

佐賀県訓令甲第5号

健康福祉部  
佐賀県立九千部学園

佐賀県立九千部学園の援護の業務に直接従事する職員の週休日等に関する規程（平成2年佐賀県訓令甲第15号）は、廃止する。

令和6年3月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。